

■ Q & A

Q 1 申請するのは簡単ですか。

A 1 ホームページ (<https://www.miyagi-kaigojinzai.jp/>) から、Web 申請ができるようになり、申請しやすくなりました。

Q 2 介護サービス情報の公表制度の確認調査がない年度ですが、宣言できますか。

A 2 確認調査の年でも、確認調査がない年でも「みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度（第1段階）」の宣言ができます。ただし、宣言日と認証日にタイムラグが生じる事業所があります。

※早期の認証を希望する事業所は、任意で追加の確認調査を受けることが可能です（サービス種別により手数料が異なります）。

Q 3 介護サービス情報の公表システムの「その他」（宮城県）独自項目について、記入しませんでした。記入したいのですがどうしたらいいでしょう。

A 3 介護サービス情報の公表システムに公表された後、「その他」（宮城県）独自項目は、修正できます。

Q 4 みやぎ介護人材を育む取組宣言事業所《⇒宣言事業所》・みやぎ介護人材を育む取組宣言事業所（第1段階認証）《⇒第1段階認証事業所》になると、何かメリットがありますか。

A 4 以下のようなメリットがあります。

- (1) 第1段階認証事業所が、宮城県制度融資『がんばる中小企業応援資金』に係る信用保証料の割引対象として追加されました。
- (2) 宣言事業所は宣言証の「宣言マーク」を、第1段階認証事業所は第1段階認証証の「認証マーク」を、名刺や封筒、パンフレットなどに使用することができます。
- (3) 宣言事業所と第1段階認証事業所は、みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度ホームページに職員募集情報を掲載することが出来ます。
- (4) ハローワーク求人票の備考欄に、宣言事業所と第1段階認証事業所であることを記載し、人材育成や働きやすさの取組をしている事業所としてアピールできます。

【お問い合わせ先】

みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度事務局

(NPO法人介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ 内)

TEL 022-343-8565

メールアドレス sn.m33033ys@todock.jp